

中井町第二期子ども・子育て支援事業計画に対する意見等及び町の考え方について

中井町第二期子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見の募集を行った結果、概要は次のとおりです。

- 1 意見の募集 令和2年1月6日（月）～令和2年1月27日（月）【21日間】
- 2 素案の公表方法 (1) 町公共施設（地域防災課、農村環境改善センター、井ノ口公民館、境コミュニティセンター）における閲覧
(2) 町ホームページへの掲載
- 3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール及び持参
- 4 意見等の提出者数 1人
- 5 意見等の提出件数 1件
- 6 意見等の内容及び対応等 別表のとおり

※ 別表中の対応区分の内容は下表のとおり

A	意見の趣旨等を基本構想（案）に反映させるもの
B	意見の趣旨等はすでに基本構想（案）に反映されていると考えられるもの
C	意見の趣旨等を基本構想（案）に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの
D	内容に関する感想等その他のもの

問合せ先

中井町福祉課 子育て支援班
電話 0465-81-5548（直通）

番号	該当ページ及び項目	意見等	意見に対する考え方	対応						
1	P 6 0	<p>貧困世帯の児童・生徒の食事や栄養が社会問題になっている現在、各地の自治体では「子ども食堂」をたちあげバックアップしています。子ども食堂は食事の提供の他、子どもたちの居場所づくりとしても効果があり、孤独や非行防止の面でも効果が期待されます。子どもたちが心身ともに、すこやかに成長できるよう、中井町でも計画にとりあげ支援をしていただきたいと思ます。</p> <p>生活保護世帯が41世帯あり、それに準じる世帯はどのくらいあるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容は、子どもの貧困対策にあたりとありますが、当町では生活保護を受けている世帯に教育扶助及び出産扶助の該当がない等の現状から、計画案には子どもの貧困対策の記述はありません。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり子どもの貧困問題への関心の高まりや、国の子どもの貧困対策の推進に係る法整備などの社会背景を鑑み、P53へ「子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができる機会と環境づくりに取り組みます。子どもの貧困問題についての正しい理解と、さまざまな課題との関連性について啓発を図るとともに、」及び以下の事業を追記します。</p> <table border="1" data-bbox="1256 1102 1843 1302"> <tr> <td>事業名</td> <td>子どもの貧困対策</td> </tr> <tr> <td>事業担当課</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td>事業実績 (平成30年度)</td> <td>各種経済的な支援等の実施</td> </tr> </table>	事業名	子どもの貧困対策	事業担当課	福祉課	事業実績 (平成30年度)	各種経済的な支援等の実施	A
事業名	子どもの貧困対策									
事業担当課	福祉課									
事業実績 (平成30年度)	各種経済的な支援等の実施									

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1256 272 1420 316">事業区分</td> <td data-bbox="1420 272 1845 316">拡充</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 316 1420 501">事業内容・方針</td> <td data-bbox="1420 316 1845 501"> <p>既存の保育料の軽減、小児医療助成、就学援助制度等の各種経済的な支援に加え、県及び関係機関と連携し相談体制等の充実に努めます。</p> </td> </tr> </table> <p>なお、生活保護に準じる世帯については、世帯の預金や資産などの個人情報の関係上、町では把握できませんのでご理解ください。</p>	事業区分	拡充	事業内容・方針	<p>既存の保育料の軽減、小児医療助成、就学援助制度等の各種経済的な支援に加え、県及び関係機関と連携し相談体制等の充実に努めます。</p>	
事業区分	拡充							
事業内容・方針	<p>既存の保育料の軽減、小児医療助成、就学援助制度等の各種経済的な支援に加え、県及び関係機関と連携し相談体制等の充実に努めます。</p>							